

北海道防災対策基本条例改正専門委員設置要綱

(趣旨)

第1条 災害対策基本法(昭和36年法律223号)第15条及び北海道防災会議条例(昭和37年北海道条例第53号)第2条の規定に基づき、北海道防災会議に北海道防災対策基本条例改正専門委員(以下「専門委員」という。)を置く。

(検討事項)

第2条 専門委員は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 北海道防災対策基本条例の改正に関する事
- (2) その他防災対策に関する事

(専門委員の任命)

第3条 専門委員は、北海道防災会議の構成機関の職員及び学識経験のある者のうちから北海道知事が任命する。

(座長)

第4条 専門委員の互選により座長を選出する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認められるときは、会議に、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 専門委員は、当該機関の職員等を説明補助者として出席させることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、専門委員において協議して定める。

附則

この要綱は、平成25年5月30日から施行する。